

湯梨浜町地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和6年3月

湯 梨 浜 町

第1章 計画の概要

第1節 実行計画の背景	1
1 地球温暖化の現状	1
2 国の地球温暖化対策の動向	1
3 低炭素社会の実現へ向けた取り組み	1
4 湯梨浜町における地球温暖化対策への取り組み	2

第2節 実行計画の基本的事項

1 計画の目的	2
2 計画の期間及び基準年度	2
3 対象範囲	2
4 対象とする温室効果ガス	3
5 計画の位置付け	3

第2章 温室効果ガスの排出状況

第1節 温室効果ガスの総排出量	4
第2節 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	5

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

第1節 目標設定の考え方	6
第2節 温室効果ガスの削減目標	6

第4章 目標達成に向けた取り組み

第1節 基本方針	7
第2節 温室効果ガスの削減に向けた主要な取り組み	7
1 LED照明の導入	7
2 太陽光発電の最大限の導入	8
第3節 その他の取り組み内容	8
1 施設設備等の運用改善	8
2 施設設備等の更新	8
3 グリーン購入・環境配慮契約等の推進	8
4 廃棄物の減量化・リサイクルに関する取り組み	9
第4節 脱炭素に係る町の事業実施状況	9

第5章 実行計画の推進・点検・公表

第1節 推進体制	10
第2節 点検・評価・見直し体制	11
1 毎年のPDCA	11
2 見直し予定期間までの期間内におけるPDCA	11
第3節 進捗状況の公表	11

第Ⅰ章 計画の概要

第Ⅰ節 実行計画の背景

1. 地球温暖化の現状

現在の地球の平均気温は14°C前後ですが、これは、地球上の二酸化炭素や水蒸気などの「温室効果ガス」が地表から放射される熱を吸収し、大気を温めているからです。もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地球の平均気温は-19°Cになるといわれています。

近年の産業活動の活発化により、二酸化炭素、メタン、フロン等の温室効果ガスが大量に排出され、大気中での濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関する安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、氷雪の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年(令和3年)8月に公表された、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れています。気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

2. 国の地球温暖化対策の動向

2015年(平成27年)にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、気候変動に関する2020年以降の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が目標として掲げされました。

国では「パリ協定」が採択されたことを受け、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、「地球温暖化対策計画」を2016年(平成28年)に策定、2021年(令和3年)10月には5年ぶりの改訂を行いました。この中で国は2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。

3. 低炭素社会の実現へ向けた取り組み

日本政府は削減目標を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と人為的吸収を均衡させ、排出を実質ゼロにすべく、最新の科学的知見をふまえて戦略的に取り組みを進めています。

地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」に基づき、自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等に関する地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定が義務付けられています。自治体が実施できる温暖化対策には様々な選択肢があり、限られた予算の中で、費用対効果を考慮しながら地域に最も適した対策を、近隣自治体や企業、家庭等の各主体と連携し効果を高めながら実施していく必要があります。

4. 湯梨浜町における地球温暖化対策への取り組み

本町では、合併時に策定された「新町まちづくり計画」の内容を尊重しながら「第1次湯梨浜町総合計画」を策定し、計画に掲げた目標の実現に向けた施策や各種事業に取り組んできました。その後、全国的な人口減少・少子高齢化の進行や人口の東京一極集中、高度情報化を背景としたグローバル化、環境保護や省資源への要請の高まりなど、本町を取り巻く環境は大きく変化するなかで、2021年（令和3年）3月に「第4次湯梨浜町総合計画」を策定しました。

本計画の環境共生分野において、地球規模で進行する環境汚染の防止、自然生態系への悪影響等の解決及び活力ある地域づくり推進のため、東郷池の水質改善、生ごみを含む廃棄物の減量、温泉熱の2次利用による化石燃料の使用量削減などに取り組んできました。

この度、温対法に基づき湯梨浜町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、町有施設におけるエネルギー管理を強化するとともに、実行計画の進捗管理を着実に行い、より実効性の高い地球温暖化対策を推進します。

第2節 実行計画の基本的事項

1. 計画の目的

「湯梨浜町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」は、温対法第21条第1項に基づき本町の事務事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 計画の期間及び基準年度

「地球温暖化対策計画」に掲げる計画期間に基づき、本町においても2030年を見据えて国と遜色のない取り組みを継続的に実施していくことを前提として、計画期間を2023年度から2030年度までの8年間とします。また、計画の中間年である2026年度に計画見直しの検討を行います。

また、基準年についても「地球温暖化対策計画」に基づき、2013年度を基準年と定めます。

3. 対象範囲

計画の対象範囲は湯梨浜町が行う事務事業とし、すべての施設を対象とします。

計画の対象施設

区分	施設の名称
役場庁舎施設	役場本庁舎、各支所 等
教育施設	小・中学校、こども園、給食センター、図書館 等
コミュニティー施設	活性化センターはまなす、ふれあいセンターあじさい 等
その他の施設	上下水道施設 等

4. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類の温室効果ガスのうち、事務事業編において温室効果ガス総排出量の算定対象となるのは、三ふつ化窒素を除く6種類の物質となります。二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、その排出源が多岐にわたるため算定が困難であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

5. 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、本計画の上位計画である「湯梨浜町総合計画」並びに「地球温暖化対策計画」に即して策定します。

第2章 温室効果ガスの排出状況

第1節 温室効果ガスの総排出量

湯梨浜町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2013年度において、1,779t-CO₂、2021年度においては1,423t-CO₂となっています。近年の推移を見ると、総排出量は横ばいの傾向にあります。

湯梨浜町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移

	2013年度	2019年度	2020年度	2021年度
総排出量(t-CO ₂)	1,779	1,475	1,545	1,423

施設区分別の排出量は、役場庁舎が14.5%、教育施設が33.7%、コミュニティー施設が15.4%、その他の施設が36.4%となっています。

施設区分別温室効果ガス排出量(2021年度)

施設名	排出量(t-CO ₂)	構成比(%)
役場庁舎施設	206	14.5
教育施設	480	33.7
コミュニティー施設	219	15.4
その他の施設	518	36.4
計	1,423	

また、エネルギー別の排出量は、電気が96.8%、ガソリンが3.0%となっており、この2種類で排出量の99.8%を占めています。

エネルギー別温室効果ガス排出量(2021年度)

エネルギー名	排出量(t-CO ₂)	構成比(%)
電気	1,377	96.8
ガソリン	43	3.0
液化石油ガス	1.0以下	0.1以下
灯油	1.0以下	0.1以下
軽油	1.0以下	0.1以下
計	1,423	

第2節 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

湯梨浜町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を示します。

- ・本町の事務事業における温室効果ガス排出要因の96%を占める電気使用量の削減が大きな課題となります。既存町有施設への太陽光発電設備の導入、新規施設建築時のZEB化、LED照明の導入等ハード部門での計画的な取組を進める必要があります。
- ・近年の記録的猛暑により電気使用量が増加傾向にあります。熱中症対策として電気の需要が続くことが予想されますので、職員一人ひとりが省エネ意識の向上に努め、温室効果ガス排出削減を図る必要があります。
- ・公用車における電動車(EV・HV)の割合は横ばいが続いています。公用車の更新にあたっては燃費性能の優れた電動車へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。また、エコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

第1節 目標設定の考え方

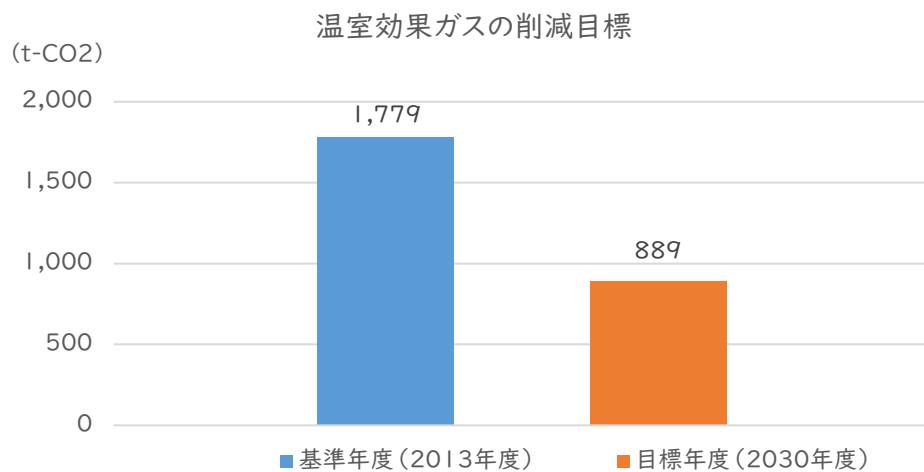
地球温暖化対策計画等を踏まえて、湯梨浜町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

第2節 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で50%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	1,779 t-CO ₂	889t-CO ₂
削減率		50%



第4章 目標達成に向けた取り組み

第1節 基本方針

本町における温室効果ガス排出量のうち、電気使用に伴う排出量が9割以上を占めているため、省エネルギーの推進が目標達成に向けての重要な対策となります。また、職員一人ひとりの環境意識の向上がこれまで以上に求められます。

本町は、「湯梨浜町総合計画」等の関連計画との整合性をとりながら、省エネルギー機器の導入や省エネルギー改修、再生可能エネルギーの導入等を計画的かつ効率的に進め、目標達成を目指すとともに、率先行動により町民、事業者の模範となることで取り組みを促し、地域の温室効果ガス排出削減や環境負荷の低減に貢献していくものとします。

第2節 温室効果ガスの削減に向けた主要な取り組み

1. LED 照明の導入

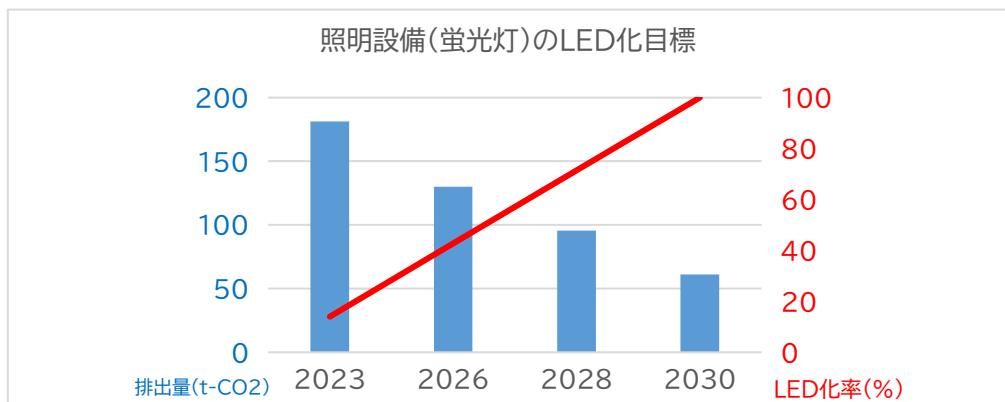
温室効果ガス排出の主な要因となっている電気使用量の削減に向けて、比較的容易で効果の高い照明設備(蛍光灯)のLED化に取り組みます。

2023年度時点で町有施設照明のLED化率は約14%です。これを2030年までに100%とし、温室効果ガス排出量を約120t-CO₂削減します。

照明設備(蛍光灯)のLED化目標

	2023年度		2030年度目標
照明総数	7,482本	LED化率	100%
うちLED照明	1,058本	温室効果ガスの排出量	61.2t-CO ₂
LED化率	14.14%	削減率	66%
温室効果ガスの排出量	181.4t-CO ₂		

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
LED化率(%)	14.0	26.3	38.6	50.9	63.1	75.4	87.7	100.0
温室効果ガスの排出量(t-CO ₂)	181.4	164.2	147.1	129.9	112.7	95.5	78.4	61.2



2. 太陽光発電の最大限の導入

電気使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入促進のため、設置可能な町有施設（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

2023年度時点では、学校、こども園等の一部施設のみに設置されていますが、今後、日照条件や緊急時の用途などに基づく設置可能性の検討を行い、計画的な導入に取り組みます。

第3節 その他の取り組み内容

1. 施設設備等の運用改善

既存の施設設備の運用において、これまで以上に職員の環境意識の向上を図り省エネルギー・省資源を推進します。

- (1) クールビズ・ウォームビズを実施し、冷暖房の温度設定を適切に行います。
- (2) 時間帯や天候を考慮し、不用な照明は消灯します。
- (3) 業務に支障のない範囲で、OA機器や電気製品の電源を落とします。
- (4) 長距離移動を伴う出張時は、公共交通機関の利用に努めます。
- (5) 公用車使用時にはエコドライブを徹底し、近距離の移動には徒歩や自転車を利用します。

2. 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- (1) 施設の新築に際しては、原則 ZEB oriented 相当以上を目指し、改築・改修の際にも可能な限りの省エネルギー性能の向上を検討します。
- (2) 防災拠点となっている施設は、非常用電源の確保のため、自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池の導入を検討します。
- (3) 公用車を更新する際には、原則として EV 等の電動車の配置と、主として公用車に充電を行うための充電設備の整備を検討します。
- (4) 既存施設の照明及び防犯灯・街路灯の LED 化を進めます。

3. グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「グリーン購入法」や「環境配慮契約法」に基づく取り組みを推進し、省エネルギー・省資源化を推進します。

- (1) 電力供給契約において、再生可能エネルギーを利用した温室効果ガスの排出量の少ない電力への切り替えを検討します。
- (2) 用紙類等はグリーン購入法に適合する商品を購入します。
- (3) OA機器等は、グリーンマーク、エコマーク等が表示されているものを購入します。

4. 廃棄物の減量化・リサイクルに関する取り組み

- (1) 可能な限り両面コピー印刷をします。
- (2) 裏面が使用できる廃紙は再利用します。
- (3) 会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等はその持参を呼びかけます。
- (4) シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限にします。
- (5) メモ用紙は、不用紙を利用します。
- (6) 使用済み封筒、ファイル・フォルダー等の再利用を心掛けます。
- (7) コピー印刷は最小限とし、電子媒体を有効活用するなどしてペーパーレス化を図ります。
- (8) 3R運動の取り組みを推進します。
- (9) マイバッグ、マイ箸の活用を推進します。
- (10) 給食センター等から排出される生ごみのリサイクルを推進します。

第4節 脱炭素に係る町の事業実施状況

これまでに本町で実施した事務事業に関連する脱炭素関連事業を抜粋します。

	事業名	事業内容
省エネルギー	公共施設照明の LED 化	主に照明器具更新時に蛍光灯からLEDに交換し、電力使用量の削減を図る。
	街路灯設備事業	街路灯を計画的に LED 灯へ更新し、電気代の節減と CO2 の排出削減を図る。
	電子決裁システム導入事業	電子決裁システムを導入し、決裁手続きの迅速化、ペーパーレス化を行うとともに、テレワーク環境の整備を行う。
	公共施設古民家活用	移住体験施設「お試し住宅」を古民家活用により運営し、廃棄物・CO2 の排出削減と循環型社会への啓発を促進する。
再生可能エネルギー	次世代自動車設備管理事業	町設置の電気自動車充電設備を適正に管理し、電気自動車の普及促進を図る。
	防災力強化事業	避難所に太陽光発電設備を導入し、平時は施設の電力を貯め、災害時には避難所の電力として利用する。
	庁舎太陽光発電事業	平成 23 年度に太陽光発電設備を設置。庁舎の電力使用に伴う CO2 の排出削減に寄与する。
	温泉熱二次利用	温泉熱発電後の温泉水を町内施設で活用。ボイラーの使用に伴う燃料(重油)の削減に寄与する。
その他	ごみ減量リサイクル創出事業	給食センター等から排出される生ごみを分別収集し、液肥としてリサイクルを行う。

第5章 実行計画の推進・点検・公表

第1節 推進体制

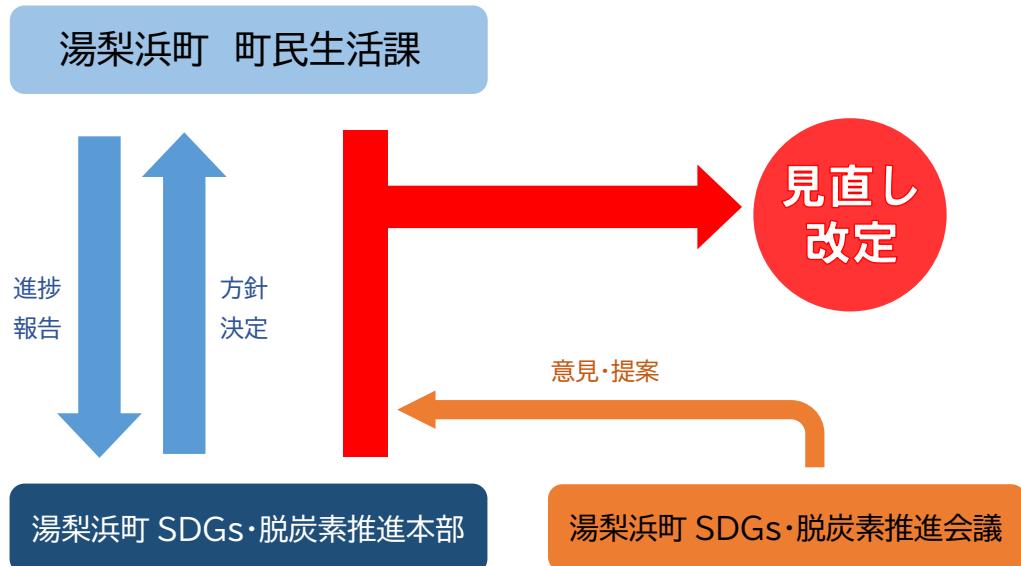
本計画は町民生活課が主導し、庁内各部局が一丸となって計画を推進します。また、副町長を本部長とする「湯梨浜町 SDGs・脱炭素社会推進本部」により、取組方針を決定していきます。この他、「湯梨浜町 SDGs・脱炭素社会推進会議」から意見・提案を徴し、取組を着実に推進します。

※湯梨浜町 SDGs・脱炭素社会推進本部

副町長を本部長、教育長を副本部長とし、各課長等で構成します。計画の推進状況の報告を受け、取組方針の決定を行います。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

※湯梨浜町 SDGs・脱炭素社会推進会議

湯梨浜町内の産業経済団体、教育機関、住民団体等で構成し、「持続可能な湯梨浜町」の実現のため、産官学民が一体となって脱炭素を始めとする地域課題の解決を図ります。また、本計画の改定・見直しに關し意見・提案するほか、湯梨浜町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定に向けた協議等を行います。



第2節 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

1. 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、町民生活課が整理・点検・評価を行い湯梨浜町SDGs・脱炭素社会推進本部に対して定期的に報告を行います。推進本部は報告をもとに次年度の取組の方針を決定します。

2. 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部は毎年1回進捗状況の報告を受け、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に本計画の改定を指示します。

第3節 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、湯梨浜町の広報紙やホームページで毎年公表します。